令和８年（フ）第９２９号
京都市右京区梅ケ畑向ノ地町26番地10　メゾンドゥペッシュ221
債務者　髙橋麻里香（旧姓東）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５５号
京都府八幡市橋本北浄土ケ原72番地の12
債務者　芹沢　勝哉
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５９号
京都市伏見区下鳥羽浄春ケ前町114番地ウィングヒルズ新堀川301
債務者　堤　　美空（旧姓久保）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９９０号
京都市南区久世上久世町248番地２　第二清風荘　105号
債務者　山本　理恵
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９９９号
京都市山科区西野大手先町16番地21　シャトー三国102
債務者　柿花　由紀
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１００８号
京都市右京区梅津後藤町４番地３　ウエハウス　３－Ｃ
債務者　宮原　正人
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６４２号
神戸市北区鈴蘭台東町６丁目２番２－203号
債務者　嶋崎　典子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８２号
奈良県御所市大字栗阪161番地の３
債務者　風元　典子（旧姓大西）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
奈良県橿原市小槻町191番地の18
債務者　辻井　嘉男
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２０５号
和歌山県岩出市山崎52番地の74
債務者　ダウバー理恵
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３３５号
和歌山市吉里353番地18
債務者　青木　理江
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３３６号
和歌山市加納322番地１　そうせい松島102
債務者　尾崎　和子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３４１号
和歌山市小雑賀671番地34、前住所和歌山市六十谷1292番地59
債務者　岩岡　圭一
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４３号
鳥取県米子市車尾４丁目４番20号
債務者　神宮　詩織
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第４５０号
岡山市中区江並160番地12
債務者　山内　一範
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０４号
岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘一丁目１番地13、旧住所福岡県北九州市小倉南区中曽根五丁目７番５－407号
債務者　久保田優子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０５号
岡山県玉野市玉原２丁目21番２－301号　権七住宅
債務者　久保　憲作
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部